

公益財団法人宮崎県産業振興機構公用車仕様書

次の条件を満たす自動車であること。

1 基本条件

- (1) リース方式 : メンテナンスリース
- (2) 登録地 : 宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂 16500 番地 2
- (3) 推定月間走行距離 : 約 500 km 程度

2 車輌規格等

- (1) 車体形状 : 普通自動車（コンパクトカー）新車 1 台
- (2) 全幅 : 1,700 mm 程度
- (3) 全高 : 1,600 mm 以上
- (4) 車体外部色 : 白またはシルバー
- (5) 駆動等 : 2WD ガソリン車またはハイブリッド車
- (6) 変速機形式 : オートマチック

3 リース期間

令和 8 年 5 月 1 日から令和 13 年 4 月 30 日まで（60か月）

※原則、リース開始日までに納車すること。

※ただし、納期が遅れる場合には、入札時までにその旨を通知し、その間は同等の代車により代用が可能なこと。

なお、代車に要する一切の費用（任意保険含む）は落札者の負担とする。

4 乗車定員

5 人以上

5 装備・付属品

次の装置を兼ね備えたものであること

- (1) パワーステアリング
- (2) 運転席及び助手席の SRS エアバッグ
- (3) AM/FM ラジオ
- (4) エアコン
- (5) パワーウィンドウ
- (6) カーナビゲーションシステム
- (7) バックカメラ
- (8) セーフティ・サポートカー
- (9) ドライブレコーダー（前後取付）
- (10) ETC 車載器（セパレート型、一体型いずれも可）

※ ただし、セットアップ済であること

6 リース料金に含む内容

- (1) 登録諸費用、環境性能割、自動車重量税、自動車税種別割、自動車損害賠償責任保険料
- (2) 諸点検費用
 - ①車検
 - ②法定点検整備（6か月、12か月）

③納車後1か月点検、6か月点検

(3) 油脂類、消耗部品類

次に掲げるものについて、消耗・摩耗等による交換が必要な場合（事故又は故意による場合を除く。）は、その費用をリース料に含むこと。

- ①オイル交換（受注者が定める交換基準）
- ②タイヤ交換・バッテリー交換（必要に応じて）
- ③その他一般消耗部品、油脂類

(4) 一般修理

(5) 一般修理中の代車

7 リース料金に含まない内容

- (1) 使用者の故意もしくは重大な過失に起因する自動車の修理に要する費用
- (2) 天変地異等不可抗力による損傷の修理に要する費用

8 その他の条件

- (1) 自動車の付属品として、タイヤ交換用工具等の標準工具等、フロアマット、サイドバイザー、停止表示板を含むこと。
- (2) 諸点検、一般修理、油脂類・消耗部品等の交換を行う場合は、当機構指定の場所への運搬費用を含むこと。
- (3) 故障が発生した場合には、連絡後早急に点検修理できる体制をとり、業務に支障をきたさないようにすること。また、修理が長期に及ぶ場合は代車により対応すること。
- (4) 納車時は、燃料を満タンにすること。

9 仕様の事前確認

仕様書との確認を必要とするので、応札車種のカタログ等仕様が確認できる書類を事前に提出すること。

提出期限： 令和8年1月13日（火）午後5時

提出先： 公益財団法人宮崎県産業振興機構 総務企画課 神山

電話： 0985-74-3850